

平成15年4月1日
施行

（趣旨）

第1条 本細則は、外国語学研究科履修規程第1条の2に基づき、標準修業年限を1年とする博士前期課程（以下「1年コース」という。）の授業科目の履修方法に関して必要な事項を定める。

（授業科目の履修）

第2条 1年コースの学生（以下「学生」という。）は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

（授業科目の時間割及び担当教員）

第3条 研究科の授業科目の時間割及び担当教員は、学則別表Ⅱ・Ⅲに基づき、研究科委員会がこれを、前年度末に決定し、当該年度当初に公表する。

（指導教員）

第4条 学生は、入学後の履修登録までに、演習を担当する専任教員の中から指導教員を選び、研究科委員会の承認を得なければならない。

2 学生は、授業科目の履修、日常の研究及び大学院学則（以下「学則」という。）第8条の2第3項に定める特定の課題の研究成果（以下「特定課題」という。）の執筆にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。

3 やむを得ない事情があると認められる場合を除き、指導教員を変更することはできない。

（必修・選択必修・選択科目）

第5条 学生は、1年コースの授業科目から必修、選択必修及び選択科目の単位をそれぞれ次のとおり修得しなければならない。

- (1) 学生は必修科目として、指導教員の担当する「個別演習」と、「英語教育学研究Ⅰ」、「英語教育学研究Ⅱ」、「英語教育学研究Ⅲ」（各4単位）合計16単位を履修しなければならない。
- (2) 学生は選択必修として、「英語教育学研究Ⅰ」、「英語教育学研究Ⅱ」、「英語教育学研究Ⅲ」、「英語授業特殊研究」、「日英対照研究」および「英語表現研究」の中から8単位を履修しなければならない。
- (3) 学生は選択科目として、「文献研究」、「専攻内及び他専攻の専攻科目」の中から6単位を履修しなければならない。

2 削除

3 必修又は選択必修科目を、第1項第1号又は第2号に規定された単位を超えて履修した場合には、その科目は選択科目とみなされる。

（教育職員免許状取得）

第6条 教育職員免許状取得のための単位取得方法は、別に定める。

（履修指導）

第7条 指導教員は、必要と認めた場合は、学生に所定の単位のほかに、本学大学院の他の研究科に開設されている授業科目を履修するよう指導することができる。ただし、1年コース所定の単位の修得とみなすことはできない。

（履修登録）

第8条 学生は、年度所定の期間内に、履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て、履修しなければならない。

2 学生は、履修登録した授業科目を、履修登録期間の最終日から4週間以内に、研究科委員会の承認を得なければ、変更することができない。

（成績評価）

第9条 成績は、筆記又は口頭の試験その他の方法に基づき、年度末又は学期末に、授業科目の担当教員が、個別に評価する。

2 成績は、特に優秀なものを特優（AA）、優秀なものを優（A）、平均以上のものを良（B）、最低基準に達しているものを可（C）、最低基準に達していないものを不可（F）とする5段階で

評価し、特優（AA）、優（A）、良（B）、可（C）を合格とする。

（単位の認定）

第10条 学生が履修した授業科目のうち、合格した科目については、研究科委員会の承認を得て、所定の単位が与えられる。

2 学生が他大学（外国の大学も含む。）で履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の審議を経て、15単位を超えない範囲で、これを本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

第11条 学生が、入学前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科委員会の審議を経て、15単位を超えない範囲で、これを本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、前条第2項により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

2 前項に規定された単位の認定は、学生が入学した年度の当初に研究科委員会の審議を経て学長が行う。

（成績評価の変更）

第12条 学生の成績評価を、修了の後に変更することはできない。

（特定課題及び最終試験）

第13条 特定課題及び最終試験については、次のとおりとする。

（1） 審査委員は、特定課題の審査および最終試験を行う。

（2） 最終試験は、提出された特定課題を中心としてこれに関連ある科目について、筆頭または口頭の方法により、これを行う。

（3） 特定課題の審査および最終試験の終了は、在学期間中とする。

（その他）

第14条 学生の履修に関し、特別の事情がある場合には、第2条ならびに第5条から前条の規定にかかわらず、研究科委員会の審議を経て適宜措置をとることができる。

（細則の改廃）

第15条 本細則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則（平成14年細則第9号）

1 本細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第14号）

2 本細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年細則第3—17号）

3 本細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年細則第9号）

4 本細則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（2021年細則第1号）

この細則は、2021年4月1日から施行する。

別表

外国語学研究科履修表

外国語学研究科博士前期課程英語学専攻（1年コース）

授業科目		単位	必修	選必	選択
専攻科目	英語教育学研究Ⅰ	4	4	8	
	英語教育学研究Ⅱ	4	4		
	英語教育学研究Ⅲ	4	4		
	英語授業特殊研究	4			
	日英対照研究	4			
	英語表現研究	4			
	個別演習	4	4		
特別専門科目	文献研究	2*			6

専攻内及び他専攻の専攻科目			
修了に必要な単位	16	8	6
	30		

注1 *は半年で完結する科目である。

*本表は平成31年度入学者より適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。